

地図作成作業についてのお知らせ

名古屋法務局

名古屋法務局では、皆様の貴重な財産である土地の位置、面積等を正確に把握し、境界等に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、令和3年度から令和4年度にかけて、名古屋市中村区則武地区（下図参照）において、「登記所備付地図作成作業」を実施します。

地図作成作業へのご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている地図（公図）は、明治時代の中頃に作成されたものが多く、地図と現地で、土地の形状が一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が不正確なものもあることから、不動産取引や登記申請を行う際に支障が生じることがあります。また、公共事業の円滑な実施や大規模災害が発生した場合の迅速な復興を阻害する要因にもなります。

そこで、法務局では、このような問題を解決するため、一筆ごとの土地の筆界（境界）を調査・確認した上で、測量を行い、正確な地図を、計画的に作成しています。

地図作成のメリット

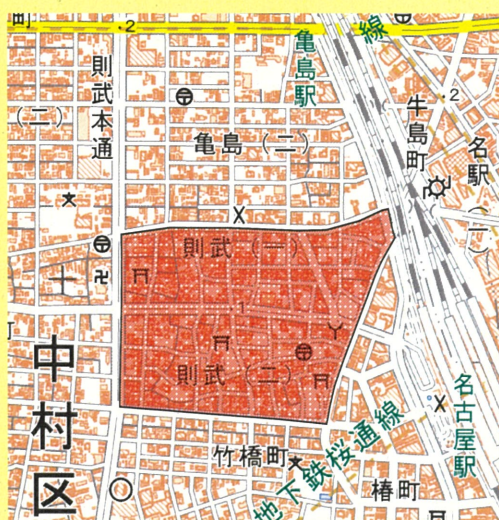
- ★ 土地の筆界（境界）が確定するため、筆界（境界）に関する紛争を未然に防止することができ、子や孫の世代にも安心して引き継ぐことができます。また、安全な土地取引を行うことができます。
- ★ 土地の筆界（境界）は、測量に基づく数値によって管理されるため、境界標が失われてしまっても、筆界（境界）を復元することができます。このため、大規模な災害が発生した場合でも、迅速に復旧・復興作業を開始することができます。
- ★ 国が費用を負担して、正確な地図を作成するとともに、職権で、地目や面積の変更・更正登記を行います。また、全ての土地について、地積測量図も作成します。

地図作成作業の経費

地図の作成は、国の予算により実施されるため、所有者の皆様の金銭的なご負担はありません。ただし、所有者説明会や現地における立会いにお越しいただくための交通費等は除きます。

また、確認いただいた筆界（境界）に、設置工事が必要となるコンクリート杭等の埋設を希望される場合は、設置費用をご負担いただく必要があります。

地図作成作業実施地区



中村区
則武一丁目
則武二丁目

事業主体等

- ・事業主体（発注者）
名古屋法務局
- ・作業実施者（受注者）
JFD土地家屋調査士法人

お問合せ・連絡先

〒453-0811
名古屋市中村区太閤通三丁目22番地1
(石田大学堂薬局ビル2階)
名古屋法務局地図作成現地事務所
(担当 阿蘇・大橋)
電話番号 052-459-0039
業務時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日・年末年始を除く)

地図作成作業の流れ

1 準備作業：令和3年10月～令和4年3月

- ・ 作業実施地区内の土地を所有されている皆様に対する説明資料を郵送いたします。
- ・ 筆界に係る関係資料を収集・精査し、関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。

2 基準点点検作業：令和3年11月頃

地図を作成するための基礎となる作業です。作業実施地区内及びその周辺に設置されている国家基準点等の点検を行います。

3 現況測量作業：令和4年1月～2月頃

現地における現在の状況を把握するための測量を行います。原則として、所有者の皆様の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

4 一筆地調査作業：令和4年5月～7月頃

各土地の筆界（境界）を確認するため、**現地において、土地の所有者やその代理人の皆様**に立会いを行っていただきます。筆界（境界）を確認いただいた後、確認の署名（又は記名・押印）をいただきます。

立会いの日時は、法務局で指定の上、立会日の2週間前までに、土地の所有者の皆様へ**郵送で連絡**いたします。ご都合が合わない場合は、個別に調整させていただきます。

5 境界標設置作業：令和4年7月～8月頃

確認が完了した筆界点（境界点）に、原則、**境界標**として、法務局で用意したアルミ製プレートを設置します。

なお、アルミ製プレートに代えて、コンクリート杭などの永続性のある境界標の設置を希望される場合は、実費をご負担いただく必要がありますので、立会いの際に、作業担当者に申し出てください。

6 一筆地測量作業：令和4年7月～8月頃

筆界（境界）の確認が完了した土地について、確認結果に基づき、**測量**を行います。所有者の方の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力をお願いいたします。

7 図面作成作業：令和4年9月～10月頃

一筆地測量作業における測量結果に基づき、一筆の土地ごとの面積を算出するとともに、土地の位置や形状を明確にした**地図**を作成します。

8 図面等の送付・縦覧（閲覧）：令和4年12月頃

調査・測量の結果に基づいて作成した図面等を、土地所有者の皆様へ郵送します。
また、会場を設置し、作成した地図を確認していただくための機会を設けます。

9 地図の備付け、職権登記：令和5年3月頃

新たに作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

また、面積や地目に関して、変更・修正がある土地については、本作業の結果に基づき、職権で登記を行います。分筆や合筆をすることとなった土地についても、併せて職権で登記を行います。

登記処理の完了をもって、全ての作業が完了します。